

経済産業省特定業種石油等消費統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

2 調査の目的

経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「石油等消費統計調査」という。）は、工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

別表第1で、「生産品目」（加工品を含む。）別に定める「調査の範囲」に属する事業所（生産を行っていない本社又は本店であるものを除く。）とする。

4 報告を求める者

（1）数

約1,500

（2）選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

規模以上悉皆調査

抽出方法：調査業種ごとに従事者規模により裾切りを行う。

（3）報告義務者

3（2）の規定する事業所（以下「報告義務者」という。）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

①事業所の名称

- ②事業所の所在地
- ③燃料の受入量、消費量、払出量、在庫量及び発生量、回収量又は生産量
- ④電力の購入量、消費量、自家発電量及び販売量
- ⑤蒸気の入受量、発生量、消費量及び払出量
- ⑥燃料、電力及び蒸気の生産部門別消費量
- ⑦都市ガスの単位当たり発熱量

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月 1 日から月末までの 1 か月間。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省（資源エネルギー庁）― 民間事業者 ― 報告者

(2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

石油等消費統計調査は、別表第 2 に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。

1) 調査票の配布

経済産業大臣は、別表第 1 に掲げるところにより、それぞれの報告義務者について、別表第 2 の様式第 1 号～第 9 号の調査票を配布する。

2) 調査票の提出

①調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、1 部を調査期日の属する月の翌月 15 日までに経済産業大臣に提出する。

②電子情報処理組織による提出

ア 報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告義務者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月 15 日までに経済産業大臣に提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に到達したものとする。

③電磁的記録による提出

報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1 枚を調査期日の属する月の翌月 15 日までに経済産業大臣に提出する。

④民間事業者に委託する業務

石油等消費統計調査における業務委託内容は、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計等に係る業務とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月（平成28年1月調査以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査月の翌月15日

8 集計事項

次の事項について集計する。

(1) 総合統計表

- ①業種別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ②業種別、燃料別の受入量、発生・回収又は生産量、消費量、払出量及び在庫量
- ③業種別、電力の購入量、自家発電量、消費量及び販売量
- ④業種別、蒸気の入受量、発生量、消費量及び払出量

(2) 生産部門別統計表

- ①生産部門別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ②生産部門別、燃料別の在庫量

(3) 地域別統計表

- ①経済産業局別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ②経済産業局別、業種別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ③都道府県別、燃料及び電力の消費量

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計された結果をインターネット及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

月報は調査月の翌々月中旬

年報は調査月の翌年6月

8 (3) ③都道府県別、燃料及び電力の消費量にあつては、年報と同時に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類E製造業の小分類に準拠している。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

石油等消費動態統計調査の事務に従事する者は、調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立ち入り、「5.（1）報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。

別表第 1

調査票の 番号	調査業種	生産品目	調査の範囲
第一号	パルプ・紙工業	パルプ 紙 板紙	全部 従事者五十名以上のもの 従事者五十名以上のもの
第二号	化学工業 (化学繊維工業を除く。)	石油化学製品 アンモニア及びアンモニア誘導品 ソーダ工業製品	全部
第三号	化学繊維工業	化学繊維	従事者三十名以上のもの
第四号	石油製品工業	石油製品 (グリースを除く。)	全部
第五号	窯業製品及び土石製品工業 (ガラス製品工業 (板ガラス 工業を除く。)) を除く。)	セメント 板ガラス	全部
		石灰	従事者三十名以上のもの
第六号	ガラス製品工業 (板ガラス工業を除く。)	ガラス製品	従事者百名以上のもの
第七号	鉄鋼業	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 冷間仕上鋼材 (磨棒鋼及び線類を除く。) めっき鋼材 (線類を除く。) 冷間ロール成型形鋼 鋼管	全部
第八号	非鉄金属地金工業	銅 鉛 亜鉛 アルミニウム アルミニウム二次地金	全部 全部 全部 全部 従事者三十名以上のもの
第九号	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・集積回路 電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置 自動車及び部品 (二輪自動車を含む。)	経済産業大臣の指定する 従事者五百名以上のもの

改正後

別表第 1

調査票の 番号	調査業種	生産品目	調査の範囲
第一号	パルプ・紙工業	パルプ 紙 板紙	全部 従事者五十名以上のもの 従事者五十名以上のもの
第二号	化学工業 (化学繊維工業を除く。)	石油化学製品 アンモニア及びアンモニア誘導品 ソーダ工業製品	全部
第三号	化学繊維工業	化学繊維	従事者三十名以上のもの
第四号	石油製品工業	石油製品(グリースを除く。)	全部
第五号	窯業製品及び土石製品工業 (ガラス製品工業(板ガラス工業を除く。))を除く。)	セメント 板ガラス	全部
		石灰	従事者三十名以上のもの
第六号	ガラス製品工業 (板ガラス工業を除く。)	ガラス製品	従事者百名以上のもの
第七号	鉄鋼業	鉄鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 铸鋼品 一般普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 冷間仕上鋼材(唐棒鋼及び線鋼を除く。) めっき鋼材(線鋼を除く。) 冷間ロール成型形鋼 鋼管	全部
第八号	非鉄金属地金工業	銅 鉛 亜鉛 アルミニウム アルミニウム二次地金	全部 全部 全部 全部 従事者三十名以上のもの
第九号	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・集積回路 電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置 自動車及び部品(二輪自動車を含む。)	経済産業大臣の指定する 従事者五百名以上のもの

現 行

別表

調査票の 番号	調査業種	生産品目	調査の範囲	提出 部製	提出先	提出期日	経済産業局長 から経済産業大臣 に提出する期日
第一号	パルプ・紙工業	パルプ 紙 板紙	全部 従業者五十名以上のもの 従業者五十名以上のもの	二部	経済産 業局長	翌月十日	翌月十五日
第二号	化学工業 (化学繊維工業を 除く。)	石油化学製品 アンモニア及びアンモ ニア誘導品 ソーダ工業製品	全部	一部	経済産 業大臣	翌月十五日	
第三号	化学繊維工業	化学繊維	従業者三十名以上のもの	二部	経済産 業局長	翌月十日	翌月十五日
第四号	石油製品工業	石油製品(グリースを 除く。)	全部	二部	経済産 業大臣	翌月十五日	
第五号	窯業製品及び土石 製品工業 (ガラス製品工業 (板ガラス工業を 除く。))を除く。)	セメント 板ガラス	全部	二部	経済産 業大臣	翌月十五日	
		石灰	従業者三十名以上のもの				
第六号	ガラス製品工業 (板ガラス工業を 除く。)	ガラス製品	従業者百名以上のもの	二部	経済産 業大臣	翌月十五日	
第七号	鉄鋼業	鉄鋼	鉄鉄、フェロアロイ、粗鋼、鋼 半製品、鍛鋼品、铸鋼品、一般 普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅 帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼 材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊 鋼冷延鋼板、鋼管(冷けん鋼管 を除く。))又は铸鉄管を生産す るもの	一部	経済産 業大臣	翌月十五日	
			上記以外のもの	二部	経済産 業局長	翌月十日	翌月十五日
第八号	非鉄金属地金工業	銅 鉛 亜鉛 アルミニウム アルミニウム二次地金	全部 全部 全部 全部 従業者三十名以上のもの	一部	経済産 業大臣	翌月十五日	
第九号	機械工業	土木建設機械 金属工作機械及び金属 加工機械 電子部品 電子管・半導体素子・ 集積回路 電子計算機及び関連製 品並びに電子応用装置 自動車及び部品(二輪 自動車を含む。)	経済産業大臣の指定する 従業者 五百名以上のもの	二部	経済産 業局長	翌月十日	翌月十五日